

HAL だより

Hokkaido Agricultural Laboratory
for Business Development



食品表示法施行 農業生産者にとっての留意点

特別寄稿 堀越孝良
加工原料乳制度の見直しが必要なわけ

The fellowship
農業経営モデル紹介
前田農産食品合資会社 代表取締役専務 前田茂雄氏



http://www.hal.or.jp

HAL INFORMATION

第11回 HAL農業賞 候補者募集のお知らせ

一般財団法人北海道農業企業化研究所(HAL財団、理事長 磯田憲一)では、表彰事業として「第11回HAL農業賞」を実施いたします。
この表彰は北海道農業の発展に多大な貢献、功績を挙げた個人および法人・団体を表すことで、北海道農業を活性化し、農業の企業化を促進させるために平成17年に創設したものです。
従来の表彰の多くが過去の実績に対し表していたのに対し、「HAL農業賞」では過去の実績に加え、事業計画やビジョンなど未来に向けた取り組みも選考の基準にしています。

これまでの受賞者、法人、団体

耕種、畜産分野と幅広く、またその経営形態、規模も様々なものとなっています。

- 株式会社谷口農場(旭川市)
- 有限会社無限樹(苫前町)
- 有限会社北海道ホープランド(幕別町)
- 有限会社西神楽夢民村(旭川市)
- 有限会社和田農園(帯広市)ほか

応募の資格

北海道に居住もしくは本拠を置き、以下の条件に合致するものとする。
①北海道農業の発展に多大な貢献、功績が認められる個人および法人、団体。
②北海道農業を活性化し農業者の収益を向上させるため、他の事業や業態に取り組んだ企業化を計画・実施している個人および法人、団体。

応募、推薦方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送または電子メールで応募。
応募は、自薦若しくは他薦。(応募用紙は電話、FAX、メールにて請求するか、財団ホームページからダウンロードしてください)
URL: <http://www.hal.or.jp>

募集期間

平成27年8月3日(月)～平成27年9月11日(金)

選考方法

選考委員会で第1次選考(書類選考)、第2次選考(現地調査)を経て各賞を決定します。

結果発表 12月上旬に発表予定

表彰式 平成28年1月に開催予定

応募上の注意

- ①提出した応募用紙、資料の返却はいたしません。
- ②記入欄に書ききれない場合は、スペースを適宜拡大して記載頂くか、レポート用紙などに記載のうえ添付してください。
- ③本表彰事業の目的を損なうような行為もしくは虚偽の記載などがあった場合には、応募を無効といたします。
- ④審査内容に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議の申し立てなどは一切お受けいたしません。
- ⑤ご応募頂いた個人情報は、審査および結果連絡、受賞者発表以外には使用いたしません。

送り先
お問い合わせ先

〒060-0062 札幌市中央区南2条西6丁目8-14 一閣ビル1F
HAL財団「HAL農業賞」選考委員会事務局
TEL.011-233-0131(受付時間 9:00～17:00/土日・祝日除く) FAX.011-233-0133
E-mail nougyosho@hal.or.jp URL: <http://www.hal.or.jp> (応募用紙はHPからもダウンロードできます)

野菜のカルテ Vol.6

～病害虫と生理障害～

カボチャ編 グランドマーク

グランドマークは文字通り、カボチャの実が畑で育つ間に地面に接していた部分を表します。日が当たらないこの部分は、着色せず、また、地面との接触によりストレスがかかるため、他の障害を発生することもあります。しかし、正常な部分と品質的な差はありません。グランドマークの色は中身の色と比例することから、実の充実を図る指標として見るすることができます。



食品表示法施行

農業生産者にとつての留意点

消費者が安心して商品を選択できるための情報を、わかりやすくかつ正確に伝えるために、加工食品には原材料名や保存方法などを表示することが義務づけられています。その基準やルールは、これまでJAS法、食品衛生法、健康増進法によって定められていました。2015年4月に施行された食品表示法は、これらJAS法など複数の法律で定められていたものをひとつに取りまとめ、整理し、よりよい食品表示がされることを目指したものになっています。また、今回の法律では、「機能性表示食品」制度ができたことも注目されます。

食品表示法での変更点

新しくできた食品表示法では、主に11項目が変更され、このうち栄養表示やアレルギーに関わる項目について4つ、表示全体に関わる項目についての3つが変更されました。

1. 加工食品と生鮮食品の区分の統一

これまで食品衛生法では食品表示の対象とされていなかった、「軽い塩ふり」「生干し」「湯通し」「調味料などにより簡単な加工」を施したものについても、JAS法の考え方に基づく区分に統一されることになり、これによってドライフルーツなどにも食品表示が義務付けられるようになりました。

2. 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

製造所固有記号は、業務用を除き、2か所以上の工場で製造するもの以外では使用することができなくなりました。また、製造所固有記号を使用する場合でも、製造所の所在地等を示したウェブサイトアドレスを表示するなどの対応が必要となりました。

3. アレルギー表示に係るルールの改善

アレルギー表示は原則として個別表示されることになりました。また、これまでパンやマヨネーズなど、その原材料に小麦や卵といったアレルギー物質が使われていることが一般的に知られているような食品でも表示が必要となり、商品名に「たまご」や「ピーナッツ」といった表示が用いられている商品についても、一括表示欄を使用している場合には、そこにも改めて表示することが必要となりました。

4. 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者に対し、原則として業務用以外の加工食品および添加物への栄養成分表示が義務付けられ、ナトリウムについては食塩相当量で表示されることになりました。また、将来的に表示の義務化を目指す推奨表示に飽和脂肪酸、食物繊維が定められました。

5. 栄養強調表示に係るルールの改善

「食物繊維たっぷり」や「当社従来品の20%カット」といった強調表示には、基準値以上の絶対差が求められていましたが、「低減」を強調する場合や、たんばく質もしくは食物繊維が多い事を強調する場合には、基準値以上の絶対差に加え、より大きい25%以上の相対差が必要となりました。また、これまでミネラルおよびビタミン類を強調表示する場合には、「含む旨」の基準値以上の絶対差が必要でしたが、これに代わって、栄養素等表示基準値の10%以上の差が必要となりました。栄養素等

新たな「機能性表示食品」制度

食品の機能性を表示できる食品は、これまで国が個別に許可した特定保健用食品(トクホ)と先に述べた栄養機能食品に限られていましたが、今回、新たな枠組みとして「機能性表示食品」の制度が新設されました。機能性表示食品は、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品で、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届出ること、栄養機能食品の対象とされていない機能性についても表示することが可能となります。

機能性表示食品の安全性は、これまでの食経験や既存情報の調査、または動物や人での安全試験の実施により評価され、医薬品との相互作用についても安全性を評価する必要があり、機能性の評価は、最終製品を用いた臨床試験もしくは、最終製品または機能性成分に関する文献調査(システムティックレビュー)により評価が行われます。機能性表示食品ではその製品の安全性や機能性を担保する必要から、加工食品では製造施設や従業員の衛生管理体制が求められ、生鮮食品においても生産工程の管理を行うことが求められます。また、機能性成分含量の基準を満たさないと規格外品が発生した場合の出荷防止体制が問われ、健康被害についても消費者や医療従事者などから連絡を受けるための体制を整えることが求められます。

農業生産者にとつてのメリットとデメリット

今回、栄養機能食品の範囲拡大や機能性表示食品制度の新設により生鮮食品にも栄養表示の機会が与えられることで、加工事業を行っていない農業生産者にとつても、販売を行う際に差別化する手法が増えることになりました。しかし機能性表示を行うには、生産工程管理やロット管理をしっかり行うのももちろん、栄養品質面での責任も問われることとなります。また、新たな機能性の評価は専門性が高く、大学等研究機関との連携も必要となってくると考えられ、実際に制度を利用し機能性表示をすることは、個々の生産者による対応ではハードルが高いと思われます。

食品の機能性は食品を摂取することで知らないうちに発揮されていたことも多くあると思われます。今後は、機能性を謳う野菜や果物などの生鮮食品がよりPRされることで、本来生鮮食品が持っていた機能性を改めて確認し、消費者の食品に対する理解や関心がより深まることで生鮮食品の市場が拡大することが期待されます。



加工原料乳制度の見直しが必要なわけ

堀越孝良（堀越農政経済研究所代表）

はじめに

前号において、「バターが店頭から消えたわけ」と題してバターについて論じたが、その最後に、加工原料乳生産者補給金制度（加工原料乳制度）については、抜本の見直しが必要であるとした。しかし、いささか説明不足の感をまぬがれない。そこで、改めて紙面をお借りして、説明を補足したい。

加工原料乳制度成立の背景

1965年にできた加工原料乳制度は、その4年前にできた畜産物価格安定法（畜安法）による価格安定制度を補完する制度だ。畜安法では、畜産振興事業団による指定乳製品の買入売渡と都道府県知事の勧告制度などによって価格安定を図ろうとした。しかし、十分な効果をあげることができなかつたのである。

牛乳の需要には季節変動がある。乳業メーカーは原料である生乳価格を引き下げて需給バランスを図ろうとした。しかし、酪農家および団体は承知せず、乳価闘争といわれる騒ぎが全国的に広

がったのである。

これには時代的背景も影響している。農政の観点からみると、1961年に農業基本法が成立し、酪農など畜産は、選択的拡大の対象として大いに奨励された。そのための手段として、畜安法が制定され、生乳価格も安定させることとされたのだ。しかし、米についてはその価格が毎年大幅に上昇する一方で、選択的拡大作目である生乳価格については、引下げである。酪農家や団体が怒るのも、無理からぬところがあつた。

加工原料乳制度の特質

こうして加工原料乳制度が法律制定が高つくつきやすい。指定団体制度によってそのコストを大幅に低下させることができたと考えられる。

生乳需給の変化

生乳を指定団体に集め、多数の乳業メーカーに販売する体制（一元集荷多元販売）を確立したのである。それは、乳業メーカーに対する交渉力を高めたが、反面、酪農経営に対する支配力を強化した。

それでは、こうした特質をもつ加工原料乳制度は、それぞれの関係者にとって、どのようなメリットがあつたであろうか。まず生産者である酪農家にとつて、販売先の心配をする必要がなく、また、生乳価格が安定するメリットがあつた。

農協（連合会）にとつては、指定団体への出荷先の一本化と委託販売によって、組織力が強化され、財政的にも安定するようになった。なお、指定団体となつた農協連は、強大な権限を掌握することとなった。

乳業メーカーは大手と中小とによって評価が分かれるであろう。大手にとつては、乳価交渉の相手側の絞り込みによつて、交渉がやりやすくなった。他方、中小にとつては、指定団体の力が強化された反面として、生乳の手当が難しくなつた。

政府にとつては、コストパフォーマンスの良い政策となつた。出荷数量に応じて所得補てんを行うには、数量の確認等のコ

度としてできあがるのであるが、いくつかの特質を持つていた。

第一に、政策目的を、生乳価格形成の合理化と牛乳乳製品の価格安定としたこと。生乳については、価格形成の合理化であり、価格安定は、目的とされていない。価格形成の合理化は、用途別価格によつて可能だと考えていた。なお、畜安法では生乳の価格安定が目的になつてはいるが、それを補完する位置付けである。

第二に、制度の直接の対象を加工原料乳としたこと。生産者が生乳を出荷する段階では、その用途は不明である。したがつて、加工原料乳についての生産費というものはない。あるのは、生乳の生産費なのである。このため、加工原料乳の保証価格は、法律上¹⁾、加工原料乳地域における生乳の生産費を確保することを旨として、定めることとされた。

第三に、補給金の支払いを、指定生乳生産者団体（指定団体）を通じて行うこととしたこと。指定団体制度ができると同時に、酪農の生産対策として開始された。そこで、表1に、酪農経営の戸数等について、加工原料乳制度ができた頃の数値と最近とを並べてみた。

酪農経営の変化

加工原料乳制度は、酪農の生産対策として開始された。そこで、表1に、酪農経営の戸数等について、加工原料乳制度ができた頃の数値と最近とを並べてみた。

このような乳用牛飼養戸数の減少にもかかわらず、乳用牛の飼養頭数は増加した。いうまでもなく、1戸当たりの飼養頭数が増加したからである。最近では1戸で1千頭を超える農場も珍しくない。

生乳生産量も、この間、2倍以上に増加している。もともと、生乳生産量の増加に寄与しているのは、飼養頭数の増加よりも、1頭当たり生産量の増加であることが興味深い。家畜改良や飼養

なければ、生産者ことに出荷数量に応じて補給金を交付することは難しくかつたであろう。同時期にできた砂糖関係の交付金は、生産者ではなく砂糖製造業者に交付されてきた²⁾。

第四に、指定団体を都道府県ごとの農協連合会に一本化させたこと。生乳は、総合農協・専門農協が入りみだれて取り扱っていた。それを都道府県段階で一本化させたのである。

なお、2001年度から北海道および沖縄県以外の都道府県については、8ブロックの指定団体に再編した。ブロック化によって価格交渉はブロック団体が行うようになった。しかし、配乳権が必ずしも全面的に移動したわけではない。こうしたこともあつて、ブロック化は、組織に屋上屋を重ねた結果に終わっている地域もある。

第五に、生乳の生産者との関係は、委託販売であること。生乳について、農協（指定団体）はリスクなしでの取引ができるようになった。

■表1 生乳関係指標

	単位	1965年	2014年	2014/1965
乳用牛飼養戸数	千戸	381.6	18.6	5%
乳用牛飼養頭数	千頭	753.4	957.8	127%
1戸当たり飼養頭数	頭/1戸	2.0	51.5	2608%
年間生乳生産量	千トン	3,220.5	7,334.5	228%
1頭当たり年間生産量	トン/1頭	4.3	7.7	179%
1戸当たり年間生産量	トン/1戸	8.4	394.3	4672%

注：飼養頭数は、乳用牛の2歳以上雌牛頭数

管理の技術が進歩した結果である。なお、1頭当たり生産量の増加は、海外の先進国でも実現されており、日本の技術陣の成果というわけではない。

2014年では1頭当たり年間の生乳生産量は、7.7トンである。これを1日当たりの生産量に直すと21kgとなり、1千頭の農場では、毎日約21トンの生乳を生産していることになる。こうした農場の登場は、生乳の流通システムにも大きな影響を及ぼすはずである。

加工原料乳制度のデメリット

加工原料乳制度は、補給金をテコに、ほとんどすべての酪農家を、指定団体すなわち農協（連合会）の下に結集さ

3)食糧需給表による1960年度から65年度の伸び率

1)改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第11条第1項第1号

2)2007年度から、経営所得安定対策によって、原則、国（農政事務所）から交付されるようになった。

せることになった。そのことは、指定団体の乳業メーカーへの販売力を強化した。反面、二元集荷多元販売の体制は、三つのデメリットを持つことになった。

一つは、生乳の生産と消費の分断である。今流にいえば、トレーサビリティ（追跡可能性）がないのである。消費者はこの誰が生産したものでしょうかと調べようとしても、ほとんどわからない。酪農家とすれば、飼料の違い等で生乳の差別化を図ろうとしても、できないし、意味がないのである。

二つは、一旦二元集荷多元販売ができあがってしまうと、組織原理が支配してしまい、酪農家には契約自由の原理が働かなくなってしまうことである。指定団体と乳業メーカーとの間の販売契約が合意されれば、酪農家にはその契約を否定し、あるいは変更する自由はない。手数料等も団体の内部手続きで一方的に定められ、酪農家がそれを否定し、変更する自由はない。しかも内部手続きは、一人一票の原則で決められ、出荷数量や出資額が加味されることはない。

三つは、特に生乳生産を減少させざるを得ない状況になって、生産量の生産者への締め付けが厳しくなったことである。余剰の生乳は、加工原料乳として仕向けられるべきところが、廃棄されるような事態も発生した。こうした時期に、規模拡大は抑制され、新規参入は制限されることになった。

都府県への新ルート販売

以上は、いずれも生乳処理施設を持ちあるいは設置しての動きである。このほか都府県では、処理施設を持たない仲買人への生乳販売も行われていた。仲買人は、買い取った生乳を、処理施設を持った乳業者等へ販売することはいうまでもない。従来は、こうした仲買行為は、北海道では成り立たないと考えられていた。

ところが2014年度から、北海道でもこうした生乳の仲買行為が行われるようになった。最初は、十勝地方の酪農家から始まった。その後、別海町、富良野市へと広がっている。販売は、委託販売ではなく、買取販売である。酪農家は、いずれも大規模酪農家である。十勝地方の酪農家の販売した生乳は、十勝牛乳として独自販売されるようになっていた。

こうした仲買行為が成立するようにしたのはなぜだろうか。可能性として考えられるのは、次のようなことである。

- ① 指定団体ルートで販売したので自由な規模拡大ができないこと
- ② 北海道から都府県への指定団体ルートによる生乳販売が非効率になっているか抑制されていること
- ③ 生乳の需給がひっ迫していること

生産者補給金制度の変質

加工原料乳制度は、乳価に関する紛争をなくすために、作られた。乳価に関する紛争をなくすための手段は、二つであった。一つは、生乳販売窓口の一本化であり、指定団体制度である。二つは、加工原料乳に対する補給金の交付である。それは、加工原料乳の生産費を保証する趣旨で始まった。

加工原料乳については、加工原料乳地域における再生産を可能にする保証価格から、基準取引価格を差し引いた金額を補給金単価とした。しかし、2000年頃になると、北海道も加工原料乳地域といえない状況になってきた⁴。

そこで、政府がとった対応は、保証価格や基準取引価格の廃止であった。本来であれば、この時点で、加工原料乳制度は抜本的改正をすべきであった。それをやらずに済んだのは、保証価格などの廃止が、ほかの観点から求められたからである。

ほかの観点というのは、次期WTO交渉に向けての日本側の立場の強化という観点である。米麦砂糖などと並んで、加工原料乳についても、価格政策からの後退のジェスチャーを求められた。それに乗じたのである。

加工原料乳制度においては、補給金北海道産の生乳が都府県に移送されれば、都府県における生乳需給が緩和することにつながる。それ故、都府県の酪農経営にも、こうした動きは歓迎されていない。しかし、こうした動きを止めることはできないし、止めることは適当ではない。営業の自由は保護される必要があるし、消費者価格が低下する方向での活動は歓迎されるからである。また、トレーサビリティの向上に貢献している点も、見のがすことができない。

加工原料乳制度についての反省

加工原料乳制度は、乳価紛争をなくすために開始された。政府（畜産振興事業団を含む）は、生乳の需給安定を、乳製品およびその原料となる加工原料乳の需給調整を通じて図ろうとしたのである。市場原理ではなく、計画経済的手法を持ち込んだといえる。

この手法の立役者は、政府のほか、中央酪農会議をはじめとする酪農関係団体であった。中央酪農会議は、酪農に関係する全国団体（全中、全農、全酪連、全開連、農中および全共連）に加え、指定団体が組織する。

この組織は、生乳の生産を抑制的にしなければならぬようになって、力を発揮してきた。計画生産という名の生産調整を、かなりの確に行ってきたので

単価は、2000年度の補給金単価に、その後の生産費の変化率を乗じて算定されるようになった⁵。同時に、指定団体が乳業メーカーに加工原料乳を売り渡す際の販売価格も、自由に決められるようになった。

この段階で、補給金交付の趣旨は変わった。それまでは、補給金は販売価格によって実現される酪農家の収入を補った。しかし、それ以後は、加工原料乳の販売価格（乳業メーカーにとっては購入価格）を引き下げたための補給金となった。つまり、改正前の補給金は、生産者助成であるが、改正後の補給金は、いわば乳業メーカー助成なのである。

それが証拠に、チーズ向けの加工原料乳とそれ以外の指定乳製品向けでは、補給金単価が違うことがあげられる⁶。

生産と消費を縮める動き

先に、加工原料乳制度のデメリットとして、生産と消費の分断をあげた。このデメリットを克服すべく、加工原料乳制度にのらぎに、限定された範囲の生乳を使用して、牛乳乳製品の生産販売を行っている組織体は多い。北海道で有名なのは、(株)町村農場、サツラク農協、(株)函館酪農公社などである。

最近の状況は知らないが、いずれも、加工原料乳に対する生産者補給金はも

ある。しかし、こうした体制にも、ほころびが見えはじめていた。一つは、先にみた都府県への生乳販売ルートの確立である。二つは、農協改革の動きである。農協法の改正案においては、農協はその事業を行うに当たっては、組合員に対し、その利用を強制してはならないとしている。したがって、都府県への生乳移送は、農協改革の視点からも積極的な支持を受けることになる。

加えて、農協改革の動きは、生産者補給金の交付方法にも、改革を迫ることとなる。生産者補給金は、生乳の委託販売を前提に、交付されている。ところが農協改革は、リスク負担のない委託販売だけではなく、買取販売を進める方向だからである。

加工原料乳制度の問題点

加工原料乳制度は、農協による二元集荷多元販売と生産者補給金の二本柱からなり立っている。一元集荷の体制にほころびが見えることは、先に見たとおりである。他方、もう一つの柱である補給金の交付についても、重大な問題が見える。

その問題とは、補給金交付の目的が不鮮明になっていることだ。あらゆる政策がそうであるが、政策は目的が明確で

らつていなかった。加工原料乳制度の下では用途別価格であり、加工原料乳向けの生乳価格は安く、牛乳向けの生乳価格は高い。牛乳に処理して販売するだけであれば、補給金をもらわなくても、乳業施設サイドは安い原料手当てができ、酪農家サイドはプール乳価よりも高い販売価格が確保できる。

(株)町村農場やサツラク農協は、古くから牛乳乳製品の生産販売を行っていた。新しくできた加工原料乳制度のお世話になる必要はなかった。(株)函館酪農公社は、1973年に設立された。「自分たちで搾った生乳を自分たちで売りたい」がモットーである。その生産する牛乳は、良い草と健康な牛から搾った生乳が原料であることを訴えることができる。

こうした動きは乳業メーカーの製造販売行動にも影響を与えることとなった。ある乳業メーカーでは、指定団体との合意の下、特定の酪農家が生産した生乳を使って、付加価値をあげた商品を生産している例がでてくる。この場合、乳業メーカーは、乳価交渉で取り決めた乳価を指定団体に支払うほか、別途酪農家と合意したプレミアムを支払っている。

これが二元集荷多元販売で前提としているプール乳価に反する動きであることはいうまでもない。プール乳価の原則は、崩れはじめていた。

次に問題なのは、生産調整のありようである。いうまでもなく、現在の加工原料乳制度には、生産調整の考え方はない。用途別の需給が考えられているからである。言葉を換えれば、飲用等に向けられない余乳は、加工原料乳に向けるという考え方だからである。もともと、生乳について生産調整を行うかどうかについては、慎重な検討が必要であろう。

また、加工原料乳制度と密接に関連する規制として、酪農事業施設に対する設置承認制度がある。もともとは酪農事業施設の過剰を心配しておかれた規定であるが、規制すべきことではないであろう。

おわりに

加工原料乳制度は、良くできた制度である。しかし、50年近くも経てば、どんなに良くできた制度も、制度疲労をおこす。35年後(2000年)に行われた制度改正も、根幹部分の補修までは行われなかった。そういう観点からも、加工原料乳制度は、抜本的見直しが必要であろう。

4) 2000年度の加工原料乳割合(認定数量/域内産生乳販売量)は、48%となった。 5) 法律上は、変化率で算定することを規定しているわけではない。

6) チーズは、2014年度から、28年ぶりに指定乳製品となった。 7) 農林水産省でも2014年11月に通達を出し、生乳受託販売の一部弾力化を指導している。

The Fellowship

member's interview

Vol.36

※フェロウシップ(fellowship)とは、仲間である事、友情、協力などを意味する言葉。HAL財団では北海道農業に携わる方々とのフェロウシップを大切に、それぞれの経験や事例を共有・意見交換することで、北海道農業の発展に貢献したいと考えています。

農業経営モデル紹介

第9回HAL農業賞優秀賞受賞

前田農産食品合資会社 (本別町)

代表取締役専務 前田茂雄氏



実需者と繋がり顔の見える小麦粉を販売、ポップコーンでの六次産業化を図る

十勝平野の東北部に位置する本別町で、120haでの畑作を経営している前田農産食品合資会社。昭和59年からは小麦の乾燥施設を運営しており、平成17年、四代目にあたる茂雄氏が小麦の流通・販売を行う(有)十勝太陽ファームを設立、「顔の見える小麦粉」の販売を実践しています。パン・菓子業界や大学などの協力を得て、小麦の適性や特徴の研究も実施。帯広市食産業振興協会が主催する「ベーカリーキャンプ」に協力するなど、農業サポーターづくりや小麦の付加価値向上にも取り組んでいます。平成25年からは、冬期の雇用対策ともなるポップコーンの生産・加工に向けた取り組みを開始しています。

原料作物が中心の畑作経営。小麦粉販売のきっかけは。

私はアメリカの大学で実践的農業を学び、平成12年に本別町に戻りました。当時の経営面積は62ha。規模拡大志向だった私は、すぐにヨーロッパから大型機械を買い付けましたが、「原価償却はどうするんだ」と父に帳簿を見せられまして(笑)。以来、経営責任を任されています。幸い、地域で営農を断念された方か

HAL NEWS!

『志賀文庫』開設 農業書等400冊を常設



HAL財団札幌事務所「ギャラリー農窓」では、農業に関する情報の窓口として農業関連書籍や雑誌を配置し、自由に閲覧できるスペースを提供しております。このたび、研究者として北海道農業の発展に貢献されHAL財団でも組織の中核として活躍いただいた故志賀義彦さんのご遺族に蔵書を寄贈いただいたことから、図書コーナーを『志賀文庫』と命名し、整理いたしました。寄贈いただいた蔵書は、自然を愛し穏やかな人柄から尊敬と信頼を集めた故人が、長い探究の歩みの中で集められたもので、農業技術書だけでなく農業史や農村文化、北海道の食と農に関する書籍など多岐におよびます。『志賀文庫』ではこの他にも、学校法人酪農学園麻田信二理事長などより寄贈を受けた図書を加え、雑誌などを合わせて約400冊を常設、貸出も行っております。お気軽にご利用ください。

流通
開発部
より

第4回

渡辺和代キッズカップ 囲碁大会に協賛

3月28日に東京・市ヶ谷の日本棋院において、「第4回渡辺和代キッズカップ囲碁大会」が開催されました。昨年に引き続きHAL財団は、子どもの知育・徳育に貢献するこの大会に協賛。ベスト16に入賞した子どもたちに、今年秋に収穫されるHAL認証農産物の馬鈴薯、タマネギ、ニンジンを組み合わせた「カレー野菜セット」が贈られます。



ら40haの農地を託され、豊作が続いたこともあり、大赤字は回復することができました。けれど、すぐに上手くいったわけではありません。父の代までは、生産はカンによるところが多かったんです。それを徹底的に分析してデータ化し、土壌の勉強会S U Rにも参加するなど土づくりに力を入れました。地域平均を上回る収量を得ることができるようになった頃、政府が品目横断的政策を打ち出しました。作付実績に対して補助金が支払われ、新たに増やした面積は対象外となったため、規模拡大には逆風です。バレイシヨなど野菜への参入と直売も考えましたが、そうすると借金が膨らみ、自分の代だけでは返せないかもしれない。また、皆が同じことを考えるだろうとも思い、断念しました。

そのような中で小麦粉の流通・販売に乗り出したきっかけは、パン作りをする妻の「小麦粉はないの?」という言葉でした。600トンも生産しているのに、自社の小麦がおいしいのかどうかも知らなかった。そこで江別製粉にお願いして3品種各600キロを製粉。食べたら美味しかったので、あまった小麦粉を飛び込みでパン屋に持ち込み、「使ってみてください」と無料で配りました。小麦粉販売はここから始まっています。

実需者・消費者との交流。そこから得られたもの。

小麦販売で気が付いたのですが、毎日小麦粉と向き合っているパン屋さんには、実は小麦畑を見たことがないんですね。そこで、平成21年から帯広市産業連携室の事業「十勝ベーカリーキャンプ」(現在は「北海道小麦キャンプ」)に協力する形で、小麦を使う方々をうちの畑にお招きするように。これにより実需者との付き合いが増え、小麦販売の増加にも繋がりました。今では一流のパン職人が、うちの小麦粉を進んで使ってくれています。

また、こういった繋がりがから、私も小麦品種にそれぞれ味や香り、膨らみ方などに特徴があること、栽培が難しい品種にも需要があることを知りました。「キタノカオリ」などは、雨にあたると穂

発芽が多くリスキーな品種ですが、独特の甘みが多く多くの消費者に好まれているので、積極的に作付しています。価格についても考えさせられました。小麦粉はうちにとっては最終商品ですが、パン屋さんにとっては一次原料で、あまり高くては使ってもらえない。薄利多売、多くの方に使ってもらいたくことを目指しています。

小麦の乾燥・調整と、ポップコーンでの六次産業化について。

私は就農当初から、独自性のあるアイテムを生み出すことと、農閑期の雇用対策となる仕事を作ることが重要と考えていました。自社での小麦の乾燥・調整は「8月上旬の収穫から9月下旬の播種の間にその作業ができる」と考えての着手です。比布町で大豆の乾燥調整を行っている企業で3カ月間学ばせてもらい、平成20年、中古の機械を購入。自分たちでラインを組んで、平成21年から自社小麦の調整を開始しました。

初年度は「春よ恋」を60トン調整したのですが、なんと6回もかけ直し。実は、細かく分ける仕上げの機械が必要だったのです。以降毎年、乾燥・調整設備とラインを社員と一緒に改善・メンテナンスすることを冬期の作業として、

証中です。特に4〜5月の温度がどのくらいであれば生育するかの記録をとっています。乾燥調整についても、ポップコーンは傷があると破裂しない性質があるため、小麦用の設備でも良い品質に仕上げの独自の方法を考案中です。これが完成したら、前田農産オリジナルの技術ということになります。現在工場を建設中で、9月には完成予定です。ポップコーン栽培技術が確立できたら、各地に栽培が広がる可能性があります。そのときは、うちはポップコーンの乾燥・調整・商品化をO E M受託して、経営と地域の雇用を拡大していきます。

前田家の初代は岡山県からやってきて、食料を確保し家を作るところからスタートしました。二代目は工場火災を三度も出しながらその度に復興させた。三代目の父は、農業基盤を作る一方、「農業を消費者に伝えたい」と、とうもろこし三万坪迷路というイベントを立ち上げ、17年も継続させました。この逞しい家系の遺伝子を受け継いでいることが、自分の支え、誇りです。ここまでの困難の歴史を思え

「昨年、満足のいく形に完成しました。いよいよ、冬期の仕事を考えなくてはならない。そのとき、新たに導入した汎用コンバインの「収穫できる作物」の中にポップコーンを見つけました。ポップコーンなら、冬期に自社の乾燥機、調整ラインを使って商品化ができます。小麦は消費者が口に入れる前に複雑な加工・調理が必要です。けれどポップコーンなら、誰でも手軽に調理し、味わうことができます。外食文化が中心となっている東南アジアなどに持ついく商品としてもふさわしい。原料勝負の商品でもあり、農業生産者が取り組むにふさわしい六次産業化です。



ば、私の代など遊んでいるも同然。技術革新で効率的な作業が可能になっていますし、インターネットもある。我々の世代はクリエイティブに楽しめる農業ができるのです。農地を守り地域の雇用を作り、次の世代が憧れる「魅力ある農業」の姿を作っていきたいと思っています。



パン屋さんに人気の小麦「キタノカオリ」(左)と、新規作物のポップコーン(右)



はこれが初めてです。勉強不足を反省し、さまざまなことを調べ、アメリカ最北のポップコーン生産者を訪問。寒冷地でのポップコーン栽培について助言を得、機械メーカーや種苗会社を紹介してもらって、この事業を軌道にのせようと邁進しています。



ポップコーン畑を案内する前田茂雄専務

冬期の仕事を作り、地域に雇用を生む、その構想は。

今年、ポップコーンは14haを作付しています。国と資材メーカーが行っている実証実験事業に協力し、マルチを使用する必要な積算温度が得られるかを検

DATA



前田農産食品合資会社

所在地 / 北海道中川郡本別町 弥生町27-1

設立 / 昭和26年

資本金 / 200万円

社員数 / 構成員3名、従業員3名

経営面積 / 120ha(秋小麦、春小麦、ビート、豆類、ポップコーン)